

全建労発第 45号
平成31年1月9日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

出入国管理及び難民認定法に基づく「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等の制定について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に改正された「出入国管理及び難民認定法」に基づき、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」が定められたことから、国土交通省においても、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「『建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針』に係る運用要領」を定めた旨、別紙のとおり国土交通省より通知がありました。

つきましては、当該方針及び運用要領の趣旨をご理解の上、貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)